様式第二号の八（第八条の四の五関係）

（第１面）

産業廃棄物処理計画書

令和4年6月13日

滋賀県知事　殿

提出者
住 所　大阪市淀川区西中島５−１４−１０
氏 名　西武建設株式会社　関西支店
執行役員支店長　大西 康雄
（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）
電話番号　０６−６３０５−７４０１

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第９項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	西武建設株式会社　関西支店
事業場の所在地	大阪市淀川区西中島５−１４−１０
計画期間	令和４ 年４月１日～令和５年３月３１日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	D06　総合工事業
②事業の規模	完成工事高　7,239,943千円
③従業員数	６４人
④産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙1　産業廃棄物の一連の処理の工程

（日本工業規格　A列４番）

（第２面―1）　（第2面―2）　（第2面―３）

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

（管理体制図）
別紙２の通り

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状

【前年度（令和　3 年度）実績】

産業廃棄物の種類	汚泥	コンクリートがら
排出量	7,148.72 t	365.52 t

（これまでに実施した取組）
・発生材の再資源化
・梱包材の削減
・施工方法の検討による廃棄物の削減

②計画

【目標】

産業廃棄物の種類	コンクリートがら	木くず
排出量	50 t	10 t

（今後実施する予定の取組）
・上記実施現状維持

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状

アスコンがら	その他のがれき類	木くず	廃プラスチック類	廃石膏ボード	建設混合廃棄物		
163.04 t	318.67 t	38.71 t	1.25 t	13.87 t	111.15 t		

②計画

がれき類	廃石膏ボード	建設汚泥	建設混合廃棄物				
10 t	30 t	1,100 t	100 t				

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状

（分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組）
・廃プラ、木くず、紙くず、がれき類の分別を徹底し、石綿含有産業廃棄物については、他の産業廃棄物に混入しないように確実に分類、保管を実施。

②計画

（今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組）
・上記に加え、石膏ボード、金属くず、についても分類を実施。
・建設混合廃棄物は出来る限り分別する。

（第３面）

<table>
<tr><td colspan="4">自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項</td></tr>
<tr><td rowspan="5">①現状</td><td colspan="3">【前年度（平成　　年度）実績】</td></tr>
<tr><td>産業廃棄物の種類</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>自ら再生利用を行った
産業廃棄物の量</td><td>t</td><td>t</td></tr>
<tr><td colspan="3">（これまでに実施した取組）
なし</td></tr>
<tr><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td rowspan="5">②計画</td><td colspan="3">【目標】</td></tr>
<tr><td>産業廃棄物の種類</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>自ら再生利用を行う
産業廃棄物の量</td><td>t</td><td>t</td></tr>
<tr><td colspan="3">（今後実施する予定の取組）
なし</td></tr>
<tr><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td colspan="4">自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項</td></tr>
<tr><td rowspan="6">①現状</td><td colspan="3">【前年度（平成　　年度）実績】</td></tr>
<tr><td>産業廃棄物の種類</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>自ら熱回収を行った
産業廃棄物の量</td><td>t</td><td>t</td></tr>
<tr><td>自ら中間処理により減
量した産業廃棄物の量</td><td>t</td><td>t</td></tr>
<tr><td colspan="3">（これまでに実施した取組）
なし</td></tr>
<tr><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td rowspan="6">②計画</td><td colspan="3">【目標】</td></tr>
<tr><td>産業廃棄物の種類</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>自ら熱回収を行う
産業廃棄物の量</td><td>t</td><td>t</td></tr>
<tr><td>自ら中間処理により減
量する産業廃棄物の量</td><td>t</td><td>t</td></tr>
<tr><td colspan="3">（今後実施する予定の取組）
なし</td></tr>
<tr><td colspan="3"></td></tr>
</table>

（第４面―1）　　（第４面―2）　　（第４面―3）

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状	【前年度（平成　　年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	t	t
	（これまでに実施した取組） なし		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	t	t
	（今後実施する予定の取組） なし		

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（令和　3　年度）実績】										
	産業廃棄物の種類	汚泥	コンクリートがら	アスコンがら	その他のがれき類	木くず	廃プラスチック類	廃石膏ボード	建設混合廃棄物		
	全処理委託量	7,148.72 t	365.52t	163.04 t	318.67 t	38.71t	1.25 t	13.87 t	111.15 t		
	優良認定処理業者への処理委託量	290.16 t	220 t	50 t	t	t	1.25 t	t	25.65 t		
	再生利用業者への処理委託量	7,148.72 t	365.52 t	163.04 t	318.67 t	38.71 t	1.25 t	13.87 t	111.15 t		
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t	t	t	t	t	t			
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t	t	t	t	t	t			
	（これまでに実施した取組） ・委託基準に従って、産業廃棄物を委託できる業者を選定し、書面による契約を実施している。 ・再資源化率の高い業者を選定している。										

（第５面―1）　（第５面―2）　（第５面―3）

②計画	【目標】			②計画							
	産業廃棄物の種類	コンクリートがら	木くず	がれき類	廃石膏ボード	建設汚泥	建設混合廃棄物				
	全処理委託量	50 t	10 t	10 t	30 t	1,100 t	100 t				
	優良認定処理業者への処理委託量	5 t	t	t	t	t	10 t				
	再生利用業者への処理委託量	50 t	10 t	10 t	30 t	1,100 t	100 t				
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t	t	t	t	t				
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t	t	t	t	t				
	（今後実施する予定の取組） ・可能な限り優良認定業者から選定する。 ・電子マニフェストの導入を進める為、電子マニフェスト対応可能な処理業者から選定する。 ・委託先処理業者には定期的に現地確認を実施する。										
※事務処理欄											

備考

１　前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに１枚作成すること。

２　当該年度の６月30日までに提出すること。

３　「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。

⑴①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。

⑵②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。

⑶④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。

４　「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。

５　「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第６条の11第２号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の３の３第１項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。

６　それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が３以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。

７　※欄は記入しないこと。

産業廃棄物の一連の処理の工程

1） 産業廃棄物の収集運搬・処分許可業者と契約書を交わして委託し、マニフェストにて管理する。
（可能な場合は、電子マニフェスト・電子委託契約とする。）

契約前に、許可証の有効期限・許可内容、車両一覧表、運搬ルート図、反社会的勢力でないこと等を確認してから契約を行う。

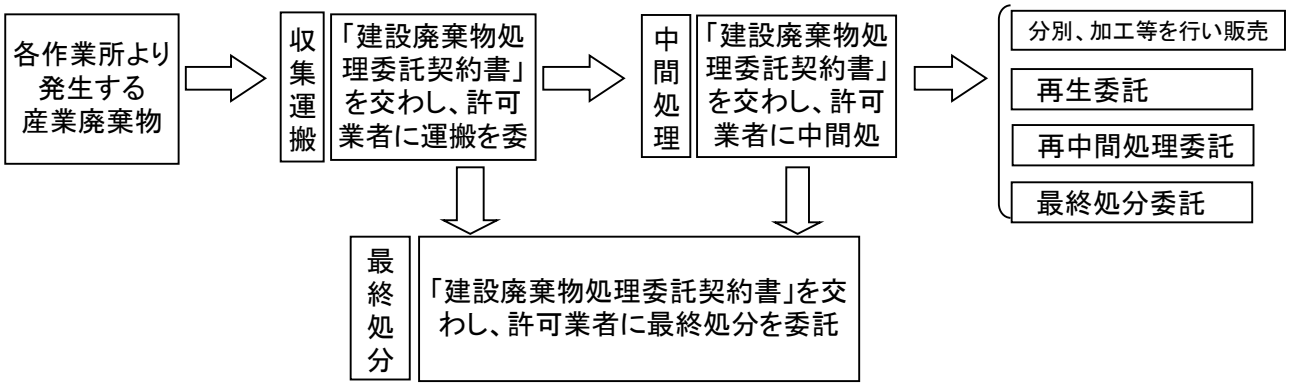

2） 産業廃棄物の一連の処理の工程

・建設汚泥→再生処理業者に委託→リサイクル土材とし売却

・廃プラスチック類→塩ビ管、代替え燃料　等

・紙くず→再生処理業者に委託→再生紙、代替え燃料　等

・木くず→再生処理業者に委託→再生紙、代替え燃料　等

・繊維くず→再生処理業者に委託→セメント代替原料、肥料

・金属くず→再生処理業者に委託→金属原料

・ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず→再生原料として売却

・がれき類→再生処理業者に委託→→再生原料として売却

・混合廃棄物→再生処理業者に委託→分別し、各品目ごとにリサイクルを行う

・廃油→再生処理業者に委託→→中和し有価売却、最終処分

・廃酸→再生処理業者に委託→→中和、中和酸化還元凝集沈殿し有価売却、最終処分

・廃アルカリ→再生処理業者に委託→→中和、中和酸化還元凝集沈殿し有価売却、最終処分

・水銀使用製品産業廃棄物（蛍光灯）→再生処理業者に委託→再生ガラス製品、アルミ材、水銀

・ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず→安定型又は管理型最終処分場に埋立
（石綿含有産業廃棄物含む）

・廃プラスチック類→安定型又は管理型最終処分場に埋立
（石綿含有産業廃棄物含む）

・ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず→再生原料として売却
（廃石膏ボード含む）

・がれき類→安定型又は管理型最終処分場に埋立
（石綿含有産業廃棄物含む）

建設副産物対策管理組織図

＊ サイボウズ＞ISO関連資料＞環境MS＞関連資料

別紙2

作成日　2022年4月1日

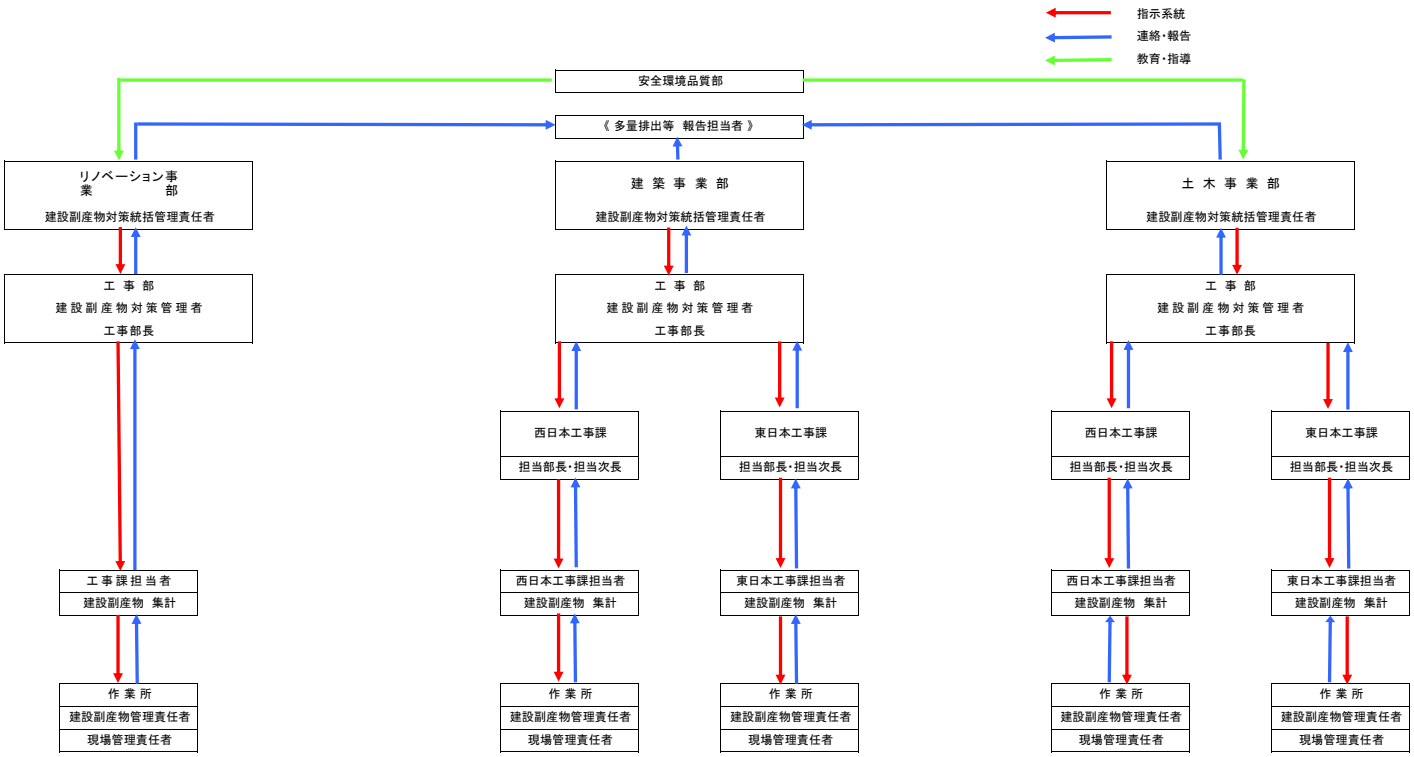

※電子マニフェスト集計又は「建設副産物処理月間集計表」・任意帳票にまとめ、処理結果がいつでもわかるよう記録を整理する。可能な場合、紙マニフェストは、イーリバースに登録する。

※毎年4月3日まで及び工事竣工後に、建設副産物処理実績数量を取りまとめ地区担当部署の担当者へ報告する。